



# 鳥取県公報

平成 25 年 1 月 8 日 (火)  
第 8 4 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県手数料徴収条例第 2 条第 1 項第 315 号の 5 に規定する知事が定めるもの (1) (住宅政策課) . . . . . 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (2) (森林・林業総室) . . . . . 2 土砂災害警戒区域の図面の変更 (2 件) (3・4) (治山砂防課) . . . . . 2 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (5) (〃) . . . . . 3 土地改良区の役員の就退任 (6) (東部総合事務所農林局) . . . . . 4 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (7) (〃) . . . . . 5 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (8) (中部総合事務所県民局) . . . . . 6
◇ 公 告	鳥取県採石条例による認可状況の公表 (日野総合事務所県土整備局) . . . . . 6 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 1 号

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項第315号の 5 ア(ア)の表の右欄に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第 1 項に規定する登録建築物調査機関
- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

## 鳥取県告示第 2 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字穂見字奥山842の 1（次の図に示す部分に限る。）、842の 5、大字埴師字大谷山1257、字松尾谷1258、字北谷奥1261
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第 3 号

平成20年鳥取県告示第103号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域  
寺谷川（I-1-1-15-29）、上岩神谷川（I-1-1-15-36）
- 2 変更した年月日 平成25年 1 月 8 日

---

**鳥取県告示第 4 号**

平成24年鳥取県告示第101号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備えて縦覧に供する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域  
本折地区（I-545）
- 2 変更した年月日 平成25年 1 月 8 日

---

**鳥取県告示第 5 号**

平成24年鳥取県告示第102号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
智頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
上岩神谷川（I-1-1-15-36） 全部
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
智頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
本折地区（I-545） 一部
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
〃	大 森 博	岩美郡岩美町大字馬場113
〃	太 田 頼 雄	岩美郡岩美町大字延興寺82
〃	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664
〃	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑281
〃	田 渕 幸 孝	岩美郡岩美町大字岩常571
〃	田 中 久 雄	岩美郡岩美町大字池谷312
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	加 納 淑 郎	岩美郡岩美町大字荒金423
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850-8
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	篠 原 孝 雄	岩美郡岩美町大字長谷704-3
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	瀧 山 義 則	岩美郡岩美町大字小田180-1
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834-2
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123

平成24年3月31日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
-----	-------	---------------

〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑281
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555－ 4
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	加 納 淑 郎	岩美郡岩美町大字荒金423
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881－ 1
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850－ 8
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
〃	森 田 和 邦	岩美郡岩美町大字池谷294
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	谷 口 和 義	岩美郡岩美町大字延興寺53
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	米 村 文 秀	岩美郡岩美町大字大谷2382
〃	成 瀬 博 文	岩美郡岩美町大字長谷868
〃	大 森 彰 稔	岩美郡岩美町大字馬場85
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	瀧 山 義 則	岩美郡岩美町大字小田180－ 1
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834－ 2
〃	美 波 幸 治	岩美郡岩美町大字岩常460

平成24年4月1日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第7号

岩美町が行う土地改良事業に係る坂上地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年1月8日から同月28日まで
- 3 縦覧に供する場所  
岩美町役場
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

**鳥取県告示第 8 号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

## 1 申請のあった年月日

平成24年12月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人塩谷定好フォトプロジェクト

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 満雄

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字赤碕1568

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、琴浦町名誉町民である写真家塩谷定好氏の業績を顕彰するとともに回船問屋であった氏の生家建物をよりどころに、新たな地域創造活動を支援し、地域活性化に関する事業を行い、地域住民とともに住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

**公 告**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月8日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	鳥根県仁多郡 奥出雲町横田 1536	日野郡日野町高尾字シャジキ302 － 1 他 32 筆 (175,808 平方メートル)	結 晶 片 石 ( 1,185,130 立方メートル)	平成24年12月26日から平成28年12月25日まで	平成24年12月20日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 講習の種別及び受講対象者

## 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成25年 2 月 14 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 4 階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
		平成25年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原1266- 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年 1 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年2月12日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	5人

### 3 講習課目

#### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

#### (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

#### (1) 講習受講手数料 12,300円

#### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県警察学校等給食業務委託

112,000食（平成25年度55,500食、平成26年度56,500食）

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 委託期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで



## (4) 履行場所

- ア 鳥取市伏野46-5 鳥取県警察学校
- イ 鳥取市伏野1738-20 鳥取県警察本部警備部機動隊

## (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ア 従業員の給与、諸手当及び福利厚生費
- イ 従業員の被服費、検便の費用（毎月）、健康診断費（年2回以上）及びインフルエンザ予防接種費
- ウ 電話、ファクシミリ等の業務用通信運搬費
- エ 食器用洗剤、食材用洗剤、手指用消毒薬等の軽易な消耗品費
- オ 諸官庁手続関係費
- カ 光熱水費及び食材費以外で調達案件の実施に必要な経費並びに調達案件により発生した生ゴミの処理費用及び油汚れ等による<sup>ちゅう</sup>厨房施設の清掃、消毒及び除菌に要する費用
- キ <sup>ちゅう</sup>厨房の害虫駆除を実施する費用（年1回）
- ク その他調達案件に附帯する経費

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月1日（金）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成25年1月8日（火）から同年2月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857-23-0110
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成25年1月8日（火）から同月23日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年1月25日(金)午後2時  
鳥取市伏野46-5 鳥取県警察学校

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年2月13日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月12日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年2月5日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。